

●香川県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年1月22日から同年2月12日まで一般の縦覧に供する。

平成20年1月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市川島東町字北寿ノ町212番 2地先から 高松市川島東町字川島879番3地 先まで	8.0～20.0	173	平成18年香川県告示第417 号で変更した区域の一部及 び平成19年香川県告示第85 号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成20年1月23日